

# 横浜市記者発表資料

平成 28 年 9 月 30 日  
水道局  
給水維持課

水道メーター取替業務における個人情報を含む書類の紛失について

## 1 概要

平成 28 年 9 月 29 日（木）17 時 00 分頃に、水道メーター取替業務を委託している有限会社大橋水道設備（以下「事業者」という。）から個人情報を含む書類を紛失したと連絡がありました。

事業者と水道局職員で可能性のある場所を探索しましたが、見つからないため、紛失と判断いたしました。

## 2 個人情報の内容

都筑区内のお客様の名前と住所が記載された水道メーター取替伝票（以下「伝票」という。）  
45 枚

## 3 経過

9 月 29 日（木） 8 : 30	事業者の作業員が共同住宅の水道メーターの取替作業を開始。
13 : 00	作業完了後、作業員が自分の担当した 45 件分の伝票をファイルしたバインダーを作業車に積み込み、施錠せずに 15 分程度車から離れた。
14 : 00	帰社後、当該バインダーがないことに気づき、探索を開始。
17 : 00	事業者が水道局に、「伝票を紛失した可能性がある」と連絡。 水道局と事業者が紛失の可能性がある場所を 10 人体制で 19 時まで探索。
9 月 30 日（金）	水道局と事業者が 8 : 30 から 6 人体制で共同住宅の周辺を探索しているが、12 時現在発見できず。

## 4 原因

事業者に対しては、メーター取替作業中は常に伝票を携行することとし、車内に置いて離れる必要が生じた場合は必ず車に施錠するよう指示していますが、このような伝票の管理を適切に行わなかったため。

## 5 お客様への対応

早急にお客様宅へ個人情報の紛失について説明とお詫びにお伺いいたします。

## 6 再発防止策

個人情報を取り扱う事業者に対して、注意喚起を行い、個人情報の適切な取扱いについて徹底いたします。

裏面あり

